

柏行審第71号  
平成29年12月7日

柏市長 秋山浩保 様

柏市行政不服及び情報公開  
・個人情報保護審議会  
会長 神谷敦宏

### 審査請求に対する答申について

平成28年11月22日付け柏健予第898号で諮問のあった事案について、下記のとおり答申します。

#### 記

#### 1 当審議会の結論

柏市長（以下「実施機関」という。）が開示請求者に対して行った平成28年8月10日付け柏健総第809号の公文書部分開示決定（以下「本件処分」という。）については、決定の一部を取り消し、別表1に掲げる部分を不開示とすべきであり、そのほかについては妥当である。

#### 2 審査請求に至る経過

(1) 開示請求者は、実施機関に対し、平成28年3月16日、柏市情報公開条例（平成12年柏市条例第4号。以下「条例」という。）第5条の規定により、次の公文書の開示を請求した。

「〇〇病院の医療法第25条第1項の規定に基づく立入検査資料。ただし、病院平面図のうち入院患者の病棟部分を除く。平成22年度と23年度のもの。」

(2) 実施機関は、開示請求に係る公文書として、次の公文書を特定した。

「平成22年度及び平成23年度の〇〇病院の医療法第25条第1項の規定に基づく立入検査資料（病院平面図のうち入院患者の病棟部分を除く。）」

- (3) 実施機関は、開示請求に係る公文書が著しく大量であり、開示請求があった日から起算して45日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより、事務の遂行に著しい支障が生じるおそれがあるとして、開示するか否かを決定する期間を、「平成22年度及び平成23年度の〇〇病院の医療法第25条第1項の規定に基づく立入検査資料」のうち、「医師勤務実態確認表及び医師・薬剤師・看護師等勤務従事者名簿」については平成28年4月29日まで、残りの公文書（以下「本件公文書」という。）は同年7月29日まで、それぞれ開示するか否かを決定する期間を延長することとし、開示請求者に対し、同年3月28日付け柏健総第471号文書で通知した。
- (4) 実施機関は、本件公文書に審査請求人の情報が記載されていたため、審査請求人に対し、平成28年3月29日付け柏健総第472号文書で公文書の開示に関する意見照会の通知をした。
- (5) 審査請求人は、実施機関に対し、(4)の照会について、平成28年4月20日付けで本件公文書の開示に際して支障を生じる旨の意思を示した意見書を提出した。
- (6) 実施機関は、本件公文書が条例第7条第2号に該当する不開示情報が記録されている公文書であると判断し、開示請求者に対し、平成28年8月10日付け柏健総第809号文書で通知した。また、同日付け柏健総第937号文書で審査請求人に対しても、その意に沿わず開示する旨の通知をした。
- (7) 審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、実施機関に対し、平成28年8月24日付けの書面により審査請求をした。

### 3 審査請求の趣旨及び理由

#### (1) 審査請求の趣旨

本件処分を変更し、本件公文書のうち、「第1表施設表（1）から（7）、（8）許可病床数、（10）、また院内掲示、病院ホームページで公開された内容以外の事項すべて」を開示しないとする処分を求める。

#### (2) 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書，反論書等で主張する要旨は，次のとおりである。

ア 条例第7条第2号について

(ア) 「医療機関における安全管理体制の整備検査表」（以下「文書3」という。），「病院看護業務調査表」（以下「文書6」という。），「医療事故報告書」（以下「文書8」という。）及び「ヒヤリ・ハット体験報告書」（以下「文書9」という。）の公文書には職員の手書きのものがあるが，筆跡により個人が識別されうる。

(イ) 「医療機関における個人情報保護法に関する検査表」（以下「文書4」という。）及び文書6に記載されている職名は，他の情報では不開示なので，不開示とすべきである。

(ウ) 文書8や文書9については，患者の年齢などから特定の個人が識別されうる。

イ 条例第7条第3号アについて

(ア) 施設表には，1日平均入院患者数，1日平均外来患者数，1日平均調剤数等が記載されているため，当該情報から病院の機密情報である経営状況を知ることができ，検査表等からは，人件費の概算額や人事戦略上のノウハウである人員配置の情報が流出する。さらに，公表された安全管理対策の情報をもとに，その対策をくぐり抜けてくることが考えられる。以上のことから法人等の権利，競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。

(イ) 検査結果や指導内容等は，制裁的処分として受け取られる情報であり，これらの情報が公表された場合，あたかも本件病院が重大な法令違反を犯しているような印象や誤解を与え，また情報が独り歩きすることによって法人の社会的信用が低下する。

(ウ) 病院の経営や運営について自助努力が要求される私立病院は，近隣の病院との差別化や競争にさらされる立場であるため，病院に関する詳細な医療実績に関するデータの開示は，このような競争関係に影響を与える。

(エ) 業務について外部委託しているかどうかは，法人の事業

活動に関わる重要な情報である。

(オ) どのような組織を作り，どのような名称を付すかは法人の組織戦略上のノウハウである。

ウ 条例第7条第3号イについて

立入検査の内容等を公表する場合には，法律・条例等の根拠に基づくべきであり，事案の軽重や手続保障等も考慮し，慎重に行われるべきである。定期的に行われる立入検査についてこのような考慮もなく，事前に公表の可能性があるとの通達もなく，また公表基準の連絡もないまま，重大な違反も認められない病院についてその「名前」を公表し，その「検査内容」のほぼすべてを公表するのは乱暴である。立入検査は病院の任意の対応や誠実な協力によって情報を入手できるものであり，これは公表されないという信頼に基づいているものである。

エ 条例第7条第4号について

文書3にはヒヤリ・ハット事例等の件数が記載されており，文書7及び文書9には，それらの具体的内容などが記載されているが，ヒヤリ・ハット事例の報告は，報告者にとって一定の心理的ハードルが存在する。多くの事例を集積したほうが重大事故を未然に防止しやすくなるが，外部への公表という行為は，ヒヤリ・ハット事例の集積・活用を大きく阻害することとなり，患者等にも危険を及ぼすおそれがある。

オ 条例第7条第6号について

立入検査の内容が開示されると，任意の協力の拒否や隠蔽が生じるおそれがある。

また，医療機関の自主的な管理運営を萎縮させ，立入検査が目的としている改善のための一連のサイクルが損なわれるおそれがある。

4 実施機関の主張の要旨

実施機関が弁明書で主張している要旨は，次のとおりである。

開示をする部分については，公にすることにより，当該法人等の権利，その他正当な利益を害するおそれがない。

5 参加人の意見の要旨

開示請求者である参加人が意見書等で主張している意見の要旨は、次のとおりである。

(1) すでに多くの自治体で本件対象情報に相当する情報は開示されている。また、開示している自治体において、法人の正当な権利利益が侵害されている現状はない。

(2) 他の医療法人も自身以外の医療法人に対する医療監視結果を開示請求することができるので、正当な権利利益を害するおそれがあるとはいえない。

(3) 医療監視結果の法令適否情報は、適・不適という択一の表記であるため、客観的な結果であり、さらに法令基準を満たしていないという事実が公表され、当該病院の社会的評価や社会的信用度の低下につながる可能性が予想できるとしても、事実は甘受すべきである。

また、仮に法令適否情報を公開することにより、法人等が否定的に評価されたとしても、それを秘匿することで法人等の社会的信用を維持することまで条例第7条第3号で保護しようとするものではない。

(4) 現在は、医療法において病院の広告が解禁となっており病院側の有利な情報のみが広がっているため、医療法に基づく監査の内容は、一般市民の最も欲する情報であることは確実である。

たとえ本件対象公文書に病院側に不都合な情報を含んでいても、市民が自らや自身の大切な人の命を預ける病院を選択するための有用な情報として積極的に開示すべきである。

(5) 医療監視結果を開示にできていないままでは、精神疾患当事者に対する人権侵害を行う精神病院の情報が把握困難にされ、精神障がい者・知的障がい者・認知症のお年寄りの人権を擁護する運動に著しい支障をきたすことは避けられない。

(6) 審査請求人が任意提供情報と主張する公文書は、検査対象の医療機関から義務として提出させることができる文書である。

## 6 当審議会の判断

(1) 本件公文書について

ア 本件公文書の概要

本件公文書は、平成22年度及び平成23年度の〇〇病院

(以下「本件病院」という。)に対する医療法第25条第1項の規定による立入検査の資料であって、同法に定められた人員基準等の確認を行うため、本件病院から提出を受けたものである。それらの内訳は、別表2の左欄のとおりである。

#### イ 実施機関による処分

実施機関は、本件公文書のうち、別表2の右欄に掲げる部分については、公にすることにより、当該法人等の権利、その他正当な利益を害するおそれがないとして、開示とした。

審査請求人は、本件公文書のうち、同欄に掲げるものについて、条例第7条第2号、第3号、第4号並びに第6号の規定により不開示とするべきであると主張しているので、実施機関の判断の妥当性について検討する。

ただし、別表2のうち、「病院平面図」(文書21)については、ホームページで公開している部分を既に開示しているため、検討の対象から除く。

### (2) 条例第7条第2号の該当性について

#### ア 条例の趣旨

条例第7条第2号本文は、「個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」について、原則として不開示とする旨を定めている。

#### イ 該当性の検討

(ア) 文書3、文書4、文書6、「看護業務医療事故防止対策調査票」(以下「文書7」という。)、文書8及び文書9の手書きのものについて

審査請求人は、病院職員手書きのものは筆跡により個人が識別できると主張しているため、これらの文書の筆跡により個人が識別されるか否かが問題となるが、当該筆跡を一般人が知り得る他の情報と照合しても特定の個人を識別

できない。

よって、条例第7条第2号本文に該当しない。

(イ) 文書4に記載されている職名について

文書4に記載されている職名は、有資格を表すものであり、一般人が知り得る他の情報と照合しても特定の個人は識別できない。

よって、条例第7条第2号本文に該当しない。

(ウ) 文書6の看護体制に記載されている職名について

文書6の看護体制に記載されている職名は、本件病院内の体制において、看護管理者の役職を示した情報であり、個人情報ではない。

よって、条例第7条第2号本文に該当しない。

(エ) 文書8及び文書9について

患者の年齢、病名、発生場所、発生日時等がわかったとしても、当該情報を一般人が知り得る他の情報と照合しても特定の個人は識別はできない。

よって、条例第7条第2号本文に該当しない。

(オ) 文書9の院長のサイン及びR. Mの印影について

審議会において文書9を見分したところ、いずれもマスキングしていることが認められるが、これらの部分については、本件処分に係る部分開示決定においては、不開示にされていないものと認められ、本件処分により開示されたものと解するほかはないことから、改めて判断する。

当該サイン及び印影の内容により特定の個人を識別することができるため、条例第7条第2号本文に該当する。

以上のとおり、文書9の院長のサイン及びR. Mの印影については条例第7条第2号本文に該当し、不開示とすべきであるが、他の公文書については開示すべきものと判断する。

(3) 条例第7条第3号アの該当性について

ア 条例の趣旨

条例第7条第3号アは、「法人その他の団体(国，独立行政法人等，地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法

人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報」であって、「公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」(人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。)について不開示としている。

また、「公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ」とは、単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が求められる。すなわち、公にすることにより、法人等の事業活動に何らかの不利益が生じるおそれがあるというだけでは足りず、法人等の公正な競争上等の地位が具体的に侵害されると認められる場合を意味するものである。

#### イ 該当性の検討

審査請求人は、病院の経営や運営について自助努力が要求される私立病院は、近隣の病院との差別化や競争にさらされる立場であるため、病院に関する詳細な医療実績に関するデータの開示はこのような競争関係に影響を与えるものであり、病院の正当な利益を害すると主張している。

私立病院は近隣の病院との差別化や競争にさらされる立場にあることは認めるが、そのことだけをもって対象公文書が全て審査請求人の正当な利益を害することとなるものではない。審査請求人は、本件公文書を構成する文書ごとに具体的な理由を掲げて該当性を主張しているので、それを踏まえて以下検討する。

##### (ア) 「第1表施設表」(以下「文書1」という。)について

審査請求人は、文書1に記載されている1日平均入院患者数、1日平均外来患者数、入院、外来、合計に分類した1日平均調剤数及び1日平均外来患者に係る取扱処方せん数は経営状況を表すものであって、病院の機密情報であるこれらを知られると、競争相手は他の病院の経営状況を知ることができるようになるし、競争相手以外の者も他の病院との比較等を必要以上に行うことなどが考えられ競争環



境に影響を与える。よって、法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると主張している。

また、医師等の従業者の常勤・非常勤別の数、常勤換算数を開示すると、病院の人件費の総額についての概算を知られることになり、人員配置をどのように行っているかは人事戦略上のノウハウを流出させ、法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとも主張している。

この点、1日平均入院患者数、1日平均外来患者数、1日平均調剤数等が開示されても、具体的な診療内容が明示されていない段階では有益な経営状況まで明らかになるとはいえない。さらに、法人の事業活動が損なわれると認められる情報は、権利利益に直接関係する生産、人事、労務管理等の情報であり、1日平均入院患者数、1日平均外来患者数、1日平均調剤数等は、直接権利利益に影響を与える数字ではないため、法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれが具体的にあるとは認められない。

また、医師等の従業者の常勤・非常勤別の数、常勤換算数が開示されても、本件病院の給料又は報酬といった人件費に係る体系、個々の医師の勤務年数及び勤務条件等も明らかにされていない前提での推定による人件費の積算では、概算額であって数値の精度に欠けることから推測の域を出ないものと考えられる。また、人員配置が開示されても、本件病院の公正な競争上の地位が具体的に侵害されるとまでは認められない。

以上のことから、文書1について実施機関が開示とした情報は、条例第7条第3号アに該当しない。

なお、第1表施設表は2つあり、記入者氏名以外の部分を開示としている文書を「文書17」とするが、記入者氏名の欄を除く内容は文書1と同一である。

(イ) 「第2表検査表」（以下「文書2」という。）、「〇〇病院看護部看護理念・看護目標」（以下「文書11」とい

う。），「医療機関立入検査の実施について（通知）」（以下「文書 1 2」という。），「医療機関立入検査メンバー表」（病院担当職氏名以外の部分を除く。）（以下「文書 1 5」という。），「医療従事者必要人員調書」（以下「文書 1 8」という。）及び「医療従事者必要人員計算表」（以下「文書 1 9」という。）について

審査請求人は、文書 2 に記載されている医師、歯科医師等医療従事者別の数及び前年判定、当年判定に加え標準数と当年現員とを比較しての不足数や、文書 1 8 に記載されている医師、歯科医師等医療従事者別の法定必要数、現在数及び法定必要数との過不足数、文書 1 9 に記載されている医師等の医療従事者別の数等を開示されると、本件病院の人件費の総額についての概算を知られることになり、また人員配置をどのように行っているかは人事戦略上のノウハウを流出させることになり、法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると主張している。

また、審査請求人は、上記以外の文書 1 1、文書 1 2 及び文書 1 5 の情報についても、公表が予定されていない情報が独り歩きすることにより本件病院の社会的信用が低下する危険があり、本件病院の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると主張している。

しかし、医師等の医療従事者別の数が開示されても本件病院の給料又は報酬といった人件費に係る体系、個々の医師の勤務年数及び勤務条件等も明らかにされていない前提での推定による人件費の積算では、あくまでも概算額にとどまるものであり、数値の精度に欠けることから、推測の域を出ないものと考えられる。

また、人員配置がわかっても本件病院の公正な競争上の地位が具体的に侵害されるとまでは認められない。

さらに、条例では全ての公文書について公開することを原則としており（条例第 7 条本文）、公表が予定されていないことを理由とした不開示の主張は認められず、公表が予定されていない情報が独り歩きすることにより本件病院

の社会的信用が低下するというのも抽象的な心配材料に過ぎず、具体的な根拠に欠ける。

以上のことから、文書 2，文書 1 1，文書 1 2，文書 1 5，文書 1 8 及び文書 1 9 について実施機関が開示とした情報は、条例第 7 条第 3 号アに該当しない。

(ウ) 文書 3（検査職員の指導時のメモを含む。），「病院看護業務調査結果表」（以下「文書 5」という。），文書 7，文書 8，文書 9，「医療機関立入検査の結果について（通知）」（以下「文書 1 3」という。），「医療機関立入検査指導票」（以下「文書 1 4」という。）及び「放射線管理部門立入検査表」（以下「文書 1 6」という。）について

審査請求人は、これらの文書について、検査結果や指導内容等に関するものは、制裁的処分として受け取られ、興味本位で伝えられることも多い情報であり、開示された場合に誤った印象や誤解を持たれ、本来の検査結果の意味を超えて本件病院の社会的信用を低下させるおそれがあると主張している。

しかし、当該判定結果及び指摘事項は法令等の基準に則した客観的で明確なものであること、当該立入検査の実施にあたっては病院担当者を集めての説明会が事前に行われ、検査事項が周知されていたこと及び本件病院は立入検査前に基準に適合するよう改善等を行うことが可能であったことを考慮すれば、当該部分を開示することによって、本件病院の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。

また、仮に判定結果等が医療機関の社会的評価の低下につながるようになったとしても、指摘事項が正当なものであれば、本件病院の正当な利益を害するとは認められない。

さらに、当該情報のうち指導事項の部分についても立入検査の結果に係る情報であり、判定結果及び指摘事項と同様に判断すべきである。

なお、審査請求人は、文書 3 の医療機器に関する記載は、

本件病院の内部情報というべきものが含まれており，本件病院の正当な利益を害するおそれがあるとも主張しているが，この「おそれ」の判断に当たっては，単なる確率的な可能性ではなく，法的保護に値する蓋然性が求められる。

すなわち，公にすることにより，審査請求人の事業活動に何らかの不利益が生じるおそれがあるというだけでは足りず，公正な競争上等の地位が具体的に侵害されると認められる場合でなければならない。

本件では，このような具体的な侵害が認められないため，本件病院の正当な利益を害するおそれはないと判断する。

以上のことから，文書 3，文書 5，文書 7，文書 8，文書 9，文書 13，文書 14 及び文書 16 について実施機関が開示とした情報は，条例第 7 条第 3 号アに該当しない。

(エ) 文書 4 について

審査請求人は，文書 4 に記載されている安全管理対策の情報は，当該情報をもとにその対策をくぐり抜けてくることが考えられ，正当な利益を害すると主張している。

しかし，文書 4 に記載されている安全管理対策の情報は，具体的な対策が明示されているわけではなく，対策実施の有無にとどまっている。これらの情報が開示されたからといって本件病院の事業活動が損なわれ，正当な利益が具体的に侵害されるとは認められない。

以上のことから，文書 4 について実施機関が開示とした情報は，条例第 7 条第 3 号アに該当しない。

(オ) 文書 6 について

審査請求人は，病院側の意見や取組みを記入した「看護サービスに関すること」及び「ナースステーション，処置室の環境整備及び安全管理等」，師長の人数，看護要員等の数，月平均夜勤回数，会議の回数，看護部の勤務体制といった情報は病院のノウハウに属するため，これらの情報を開示されると本件病院の権利，競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとも主張している。

しかし，（イ）と同様に，これらの情報がわかって本

件病院の公正な競争上の地位が具体的に侵害されるとまでは認められない。

以上のことから、文書6について実施機関が開示とした情報は、条例第7条第3号アに該当しない。

(カ) 「〇〇病院組織図」(以下「文書10」という。)及び「委託確認表」(以下「文書20」という。)について

審査請求人は、文書10について、どのような組織を作り、どのような名称を付すかは組織戦略上のノウハウに属すること、文書20について、どのような業務について外部に委託しているかといったことも法人の事業活動に関わる重要な情報であることを主張し、いずれの情報も開示されると本件病院の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとしている。

しかし、文書10の組織の名称は、ホームページの院内配置図内で公開されているものもあり、どのような組織を作っているのか開示されても本件病院の公正な競争上の地位その他正当な利益が具体的に侵害されるとは認められない。文書20については委託業者名は不開示であり、取引関係が明らかになるとはいえず、委託の有無を開示することによって本件病院の評価を低下させたり公正な競争上の地位が具体的に侵害されるとは認められないため、病院の正当な利益を害するおそれはない。

以上のことから、文書10及び文書20について実施機関が開示とした情報は、条例第7条第3号アに該当しない。

(キ) 文書9の院長のサインについて

最後に、文書9の院長のサインについては、条例第7条第2号本文に該当し、不開示とすべきであることは(2)イ(オ)で述べたとおりであるが、さらに、サインを公にすると本件病院の正当な利益を害するおそれがあるため、条例第7条第3号アにも該当するものと判断する。

(4) 条例第7条第3号イの該当性について

ア 条例の趣旨

条例第7条第3号イは、「法人等に関する情報又は事業を

営む個人の当該事業に関する情報」であって、「実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの」（ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。）を不開示とする旨を定めている。

#### イ 該当性の検討

審査請求人は、定期的な立入検査というのは病院側の任意の対応や誠実な協力によって早期に円滑に率直で正確な情報を入手できるものであり、これは提供した情報については公表されないという信頼に基づいているのであるから、開示が認められるべきでないと主張する。

##### (ア) 任意提供性及び公にしないとの条件について

本件公文書は、実施機関が立入検査を円滑に行うことを目的に対象医療機関に対し作成及び提出を依頼したものである。

実施機関は資料の作成に際しては可能な範囲で構わないことを示し、当該資料は立入検査を円滑に行うための参考にするために任意で提出を求めるものであることから少なくとも実施機関においては、当該資料の公表を予定していなかったことが認められる。さらに当該資料については、保健所業務が千葉県の所管であった時代を含めて公表された事例がないことから、実施機関及び医療機関の双方の認識としては、公にされることはないとしていたものと考えられる。また、条例第7条第3号イの解釈・運用において、「公にしないとの条件」を付す方法については黙示的なものを排除するものではないとしている。

以上のことを勘案すると、「法人等に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたもの」であることについての該当性が認められる。

(イ) 条件を付すことの合理性について

条例第7条第3号イに該当するためには、「法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められる」必要がある。

本件公文書は、実施機関が立入検査を円滑に行うために本件病院に作成及び提出を依頼した資料であるが、(3)イ(ウ)において判断したとおり、立入検査の結果に係る情報は不開示情報に該当しないことから、検査の参考資料とした当該資料において、「公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的である」とまでは認められない。

よって、条例第7条第3号イに該当しない。

(5) 条例第7条第4号の該当性について

ア 条例の趣旨

条例第7条第4号は、「公にすることにより、人の生命、身体又は財産の保護、犯罪の予防又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報」については、不開示とする旨を定めている。

イ 該当性の検討

審査請求人は、文書3、文書7から文書9において、ヒヤリ・ハット事例等の数及び内容を開示することは、重大事故の未然防止につながるヒヤリ・ハット事例の集積・活用を大きく阻害することになり、患者等にも危険を及ぼすおそれがあると主張する。

しかし、ヒヤリ・ハット事例については、立入検査の際に提供する事例は98件中1～2件であるに過ぎず、また、提供する事例を本件病院側で選択できる余地があることを対象文書の中で確認した。

したがって、ヒヤリ・ハット事例等の数及び内容を開示しても、病院側の重大事故の未然防止につながるヒヤリハット事例の集積の妨げとはならず、患者の生命、身体の保護に支

障を及ぼすおそれはない。

よって、条例第7条第4号に該当しない。

(6) 条例第7条第6号の該当性について

ア 条例の趣旨

条例第7条第6号は、「本市の機関，国の機関，独立行政法人等，他の地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって，公にすることにより，次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上，当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」が記録されている公文書については，不開示とする旨を定めている。

そして、「次に掲げるおそれ」として，以下（ア）から（オ）までを列挙している。

(ア) 監査，検査，取締り，試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し，正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし，若しくはその発見を困難にするおそれ

(イ) 契約，交渉又は争訟に係る事務に関し，本市，国，独立行政法人等，他の地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

(ウ) 調査研究に係る事務に関し，その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

(エ) 人事管理に係る事務に関し，公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

(オ) 本市，国若しくは他の地方公共団体が経営する企業，独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関し，その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

これらについては，例示列挙であって，「当該事務又は事業の性質上，当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」の要件に該当する情報は，不開示となるものである。

また，「事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」とは，事務又は事業に関する情報を公にすることによる利益と支障とを比較衡量した結果，公にすることの



公益性を考慮してもなお、当該事務又は事業の適正な遂行に及ぼす支障が看過し得ない程度のものをいう。具体的には、当該事務又は事業の目的が損なわれるおそれがあること、特定の者に不当に利益又は不利益が生じるおそれがあること、関係当事者間の信頼関係が損なわれると認められること、当該事務事業又は将来の同種の事務事業の公正又は円滑な執行に支障が生じるおそれがあること、行政の公正又は円滑な運営に著しい支障が生じることが明らかなことである。

この場合、「適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」に該当するかどうかを判断するに当たっては、「支障」の程度は名目的なものでは足りず実質的なものであることが要求され、また、「おそれ」の程度も単なる抽象的かつ確率的な可能性ではなく法的保護に値する蓋然性が要求される。

#### イ 該当性の検討

審査請求人は、立入検査結果の内容等が開示されると、任意の協力の拒否や隠蔽が生じるおそれがあり、また、医療機関の自主的な管理運営を萎縮させ、立入検査が目的としている改善のための一連のサイクルが損なわれるおそれがあると主張する。

そこで、条例第7条第6号に規定するおそれについて、検討する。

(ア) まず、同号アに規定するおそれについては、立入検査が同号アに規定する「監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務」に該当するため、本件公文書に記載されている情報が同号アに規定するおそれがある情報に該当するかを検討する。

確かに、検査資料の一部であるヒヤリ・ハット事例等に関する文書は、開示されることが前提であると報告者の心理的ハードルが上がり、任意の協力の拒否や隠蔽が生じるおそれは否定できない。

そのため、当審議会で開示により将来的な調査に支障を生じる可能性を検討したところ、(5)イで述べたとおり立入検査の際に提供する事例は、98件中1～2件である

に過ぎず、また、提供する事例を本件病院側で選択できる余地があることを対象文書の中で確認した。

したがって、立入検査結果の内容等が開示されても「正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」があるとまでは認められない。

(イ) 次に、同号イからオまでに規定するおそれについては、要件に該当しないことは明らかである。

(ウ) 最後に、「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」の要件に該当するかを検討する。

(ア) で述べたとおり、ヒヤリ・ハット事例については、提供する事例を本件病院側で選択できる余地があることから、これを開示しても将来における適正な調査実施に実質的に支障を来すものとまでは認められず、また、立入検査の目的が損なわれるおそれもない。

さらに、立入検査は任意の調査ではなく、医療法に基づくものなので、これらの検査資料を公開したからといって医療機関が協力を拒むといった事態を生じるとは考えられない。

以上のことから、本件公文書は、条例第7条第6号に該当しない。

#### (7) 参加人のその他の主張について

参加人は、本件における審査請求を認容することは、障害者の権利条約、拷問禁止条約及び日本国憲法第98条第2項の規定に違反している旨、障害者の権利条約や国連勧告の十分な考慮を求める旨主張する。

本件に関する当審議会の結論は、実施機関の処分の妥当性を条例に照らして判断した結果であり、それら諸条約等に照らして到達した結論ではない。

本件処分の妥当性を判断する当審議会の審議及び審議の結果を反映した答申は、それら諸条約等及び日本国憲法第98条第2項の規定に直接、拘束されるものではない。

(8) 結論

以上検討したとおり、「1 当審議会の結論」のとおり判断する。

7 審議会の処理経過

当審議会の処理経過は、別表3のとおりである。

別表1

対象公文書名	不開示とすべき部分
ヒヤリ・ハット体験報告書 (文書9)	院長のサイン，RMの印影

別表2

対象公文書名	開示とした部分
第1表施設表(文書1)	全て
第2表検査表(文書2)	全て
医療機関における安全管理体制の整備検査表(文書3)	対応者氏名及び責任者氏名以外の部分
医療機関における個人情報保護法に関する検査表 (文書4)	対応者氏名及び責任者氏名以外の部分
病院看護業務調査結果表 (文書5)	対応者職・氏名以外の部分
病院看護業務調査表 (文書6)	対応者職・氏名及び看護管理者氏名以外の部分
看護業務医療事故防止対策調査票(文書7)	記載者職・氏名以外の部分
医療事故報告書(文書8)	院長のサイン，RMの印影，報告者の氏名及び印影並びに患者氏名以外の部分
ヒヤリ・ハット体験報告書 (文書9)	患者氏名及び生年月日以外の部分
〇〇病院組織図(文書10)	全て

〇〇病院看護部看護理念・看護目標（文書１１）	全て
医療機関立入検査の実施について（通知）（文書１２）	全て
医療機関立入検査の結果について（通知）（文書１３）	全て
医療機関立入検査指導票（文書１４）	全て
医療機関立入検査メンバー表（文書１５）	病院担当職氏名以外の部分
放射線管理部門立入検査表（文書１６）	対応者職氏名，委託業者名及びエックス線フィルムの保管場所以外の部分
第１表施設表（文書１７）	記入者氏名以外の部分
医療従事者必要人員調書（文書１８）	全て
医療従事者必要人員計算表（文書１９）	全て
委託確認表（文書２０）	委託業者名以外の部分
病院平面図（文書２１）	ホームページで公開している部分

別表 3

年 月 日	処 理 内 容
平成 28 年 1 1 月 22 日	諮問
1 1 月 18 日	審査請求人の反論書の收受
1 2 月 16 日	第 1 回 審 議（事務局から概要を説明）
1 2 月 19 日	参加人の意見書の收受
平成 29 年 1 月 11 日	参加人の意見書の收受
1 月 27 日	審査請求人の意見書の收受
2 月 17 日	第 2 回 審 議

3月 3日	審査請求人の意見書の收受
3月 21日	参加人の意見書（資料）の收受
3月 24日	第3回審議（審査請求人及び参加人の意見陳述並びに審議） 参加人の意見書（資料）の收受
5月 12日	第4回審議
7月 14日	第5回審議
8月 31日	第6回審議
9月 27日	第7回審議
10月 27日	第8回審議
11月 22日	第9回審議
12月 7日	答申